

令和2年度 事業計画

1. はじめに

大正8年（1919年）9月に司法代書人法が施行され、司法書士会の前身である司法代書人会が設置されてから昨年で100年が経過しました。

この100年の歴史の中においては、時代の流れや社会情勢の変化の中であって、法律家として確たる地位を追い続けた先達による法改正運動が展開され、司法書士制度は、今では司法制度の一翼を担うまでにその姿を変化させてきました。

折しも、昨年、17年振りの司法書士法改正が実現し、その第1条で司法書士が「登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家」であることが明示され、そして、その使命が「国民の権利擁護」を旨とし「自由かつ公正な社会の形成への寄与」にあることが明記されたところであります。

近年、人口減少や高齢社会の進展に伴って、この国の社会構造が大きく、且つ、加速度的に変化しております。その影響を受けて、司法書士制度の内外のあらゆる制度が、これまでの概念を覆すほどの勢いでその改革が進められております。司法書士制度が将来においても市民生活にとって必要不可欠な存在として確立していくためには、このような環境変化に即応して、社会の信頼と期待に応える職能として更なる実践を継続させていくことが重要となっております。

これまでの歴史に学び、今、社会は司法書士に何を求めているのか、そしてその期待にどのようにして応えていくことが重要であるのか見据えた取り組みを実施し、司法書士制度にとっての新たな100年先の未来に向けた第一歩となることを目指して事業を行っていかねばならないと考えております。

ところで、本年1月から国内外において、感染拡大をした新型コロナウイルスの猛威は、市民の生活基盤や地域経済を支える事業活動にも甚大なる影響を与え、その完全なる終息の目途は未だ見えていない状況であります。この影響は司法書士会の事業にも及んでおり、昨年度末から実施を予定してきた会内外の事業や仕組みについても抜本的な見直しを行っていく必要が生じてきました。

また、この新型コロナウイルスに起因又は関連する問題が、司法書士業務に与える影響に対してもあらゆる事態に想像力を働かせて、市民生活の現場で活動する会員を支援しつつ、高まる法的支援の需要に対し、国民の権利擁護の担い手として地域で活動できる環境を整えていくことも重要な取り組みでもあります。

新型コロナウイルス感染症の対策下における対応については、経験したことがない大きな課題を乗り越えていく必要がありますが、各部所の相互連携を強めるとともに、支部や関係団体との連絡調整をはかりながら、愛知県司法書士会全会員の協力を受けて取り組んでまいります。

2. 法制度の改正等への対応

本年4月には、改正民法（債権法）が施行されており、不動産取引をはじめとする様々な契約取引において実務上の問題等も顕れてくるものと思われまます。また、相続の分野においても配偶者居住権に関連する部分が施行され、7月からは法務局による自筆証書遺言の保管制度が開始する予定

であります。そのほかにも財産開示手続の拡充や差押禁止債権の規律の見直しを含んだ民事執行法も施行されており、これら改正法のいずれもが市民生活にとっても重要な改正であるだけでなく、司法書士業務にとっても大きな影響があります。司法書士が登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、実務現場においてこれら法改正に対して遺憾なく対応し、市民の期待に応えることができるよう実務上の問題点等について最新の情報をもとに研究し、会員の業務に資することができるような取り組みを行っていきます。

また、全国的な問題となっている所有者不明土地等の問題に端を発して、土地の所有や管理のあり方や実体と公示の乖離が問題となっている現在の登記制度に対しても抜本的な見直しが必要であるとして、法制審議会の民法・不動産登記法部会で土地共有のあり方や新たな財産管理制度の導入、土地所有権の放棄の可否などの不動産の管理等に関する見直しが検討されています。

同時に不動産登記制度においても相続登記の義務化に向けた検討と意見のとりまとめに入っているところであります。この問題に関しては、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2018年（いわゆる骨太方針）」においても、これらの検討を踏まえ2020年には一定の制度改正を実現させることが示されていることから、早晩、相続登記の義務化等を踏まえた法改正が現実のものとして動き出す可能性が高くなることも予想されます。

このような制度の枠組みを大きく変える動きについては、常にこれを注視し、最新の情報を入手して発信していきます。

行政手続等の効率化や省力化に向けたIT化やオンライン化の進展に関して、本年、登記・供託オンライン申請システムも新たに改修がされ、商業法人登記分野においても法人設立等のワンストップ化への整備が整ってきております。

また、民事裁判手続のIT化もすでに法整備作業に入っており、法律専門職においても否応なしにこれらの環境変化への対応を図っていかなければならない状況であることから、司法書士業務の改善のための研究等についても深化させていきます。

3. 生活等困窮者への支援

新型コロナウイルスの影響による国内外の経済状況が急激に悪化したことを受け、県内においても中小企業や零細企業等が大きなダメージを受けております。そして、このことが企業経営や雇用状況を悪化させ、さらには市民生活においても法的問題を含めた様々な問題が発生しております。

すでに、日司連では、先行して新型コロナウイルスに関する生活困りごと電話等の相談会を実施しており、当会も電話相談のシフトに加わって対応しているところではあります。

寄せられる相談内容についても日ごとに深刻さを増し、且つ、可及的速やかに法的手続きによる支援が必要なケースも多くなってきております。今後も事業者や市民からの新型コロナウイルスに関連した相談等の需要は高まるものと考えますので、後述の相談体制の整備と併せて、その対応を図ってまいります。

4. 社会的問題等への対応

愛知県内においても、一部の地域を除き高齢化が加速度的に進んでいます。

成年後見制度の利用促進をはじめ、高齢者の権利擁護のための体制づくりとして司法書士会だけ

でなく弁護士会や社会福祉士会（三士会）とも協力しながら、各市町村等と連携をはかり成年後見制度利用促進基本計画で示された権利擁護の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備への参画を進めていきます。同時に高齢者等が抱える法的問題に対して司法書士の専門的知見が活用できるよう会の内外に向けた事業を進めていく必要があります。

また、愛知県下でも次第に増加しつつある空き家・空き地に関する問題については、空家等対策の推進に関する特別措置法や所有者不明土地等の利用円滑化に関する特別措置法などが相次いで施行されているところであり、国土交通省中部整備局をはじめ、各自治体との連携を進めているところでもあります。最近では、具体的な事例に対する相談や事件受託、相続人調査等の業務の担い手としての要請も増加していることも踏まえ、更なる体制の充実をはかっていきます。

5. 相談体制等の再構築

昨年度から検討を継続してきた司法書士会の相談事業については司法書士総合相談センターの組織を一本化するとともに「総合相談」ではなく、これまでの相談者の動向や相談類型等の分析を踏まえた個別事案に対応できる相談体制とします。

また、平成17年度から実施してきた電話ガイドについては、もっとも多い相談類型であった相続や登記に関する問い合わせに特化した対応を検討しておりますが、隔地者から非対面で相談に対応できる特性を有することから、WEBシステムによる相談等の手法も検討しつつ、当面の間は新型コロナウイルスに関連した相談需要にも対応していくことといたします。

さらに、これら相談窓口に寄せられた事案について、速やかに具体的な解決が必要な場合には、最寄りの司法書士事務所を案内して司法書士への配てん率を高めると同時に司法書士調停センターとの緊密な連携をとって、司法書士調停センターで取り扱うことができる不動産賃貸借に関連する紛争等については、同センターへ繋ぐといった解決に向けたアシスト機能を強化していきます。

6. 相続登記促進に向けた体制

これまでも所有者不明土地問題等を深刻化させている要因の一つとして指摘されている長期にわたって相続登記が未了のまま放置される問題に関しては、相続等を登記に反映させる仕組みや登記情報と戸籍等の情報の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み等の検討が喫緊の課題として示されております。これを受けて、法制審議会の民法・不動産登記法部会では相続の発生を不動産登記に反映させる仕組みとして、登記所が他の公的機関から死亡情報を入手する仕組みや相続人に一定の相続登記の申請を義務付ける方策の検討が進められ、その中間試案が先ごろ示されたところでもあります。そしてこの流れは、相続登記の義務化を含めた一定の法制度の改正への動きとなることが予想されていることは既述のとおりであります。

今後の動向にも注視しながら、社会的にも「相続登記」という言葉に注目が集まる機会を捉えて「相続登記＝司法書士」ということを対外的に示し、相続登記の未了問題解消に向け、司法書士がその業務を通じて社会貢献ができる体制を整える活動を行っていきます。

7. 新型コロナウイルス感染症対策下における会員業務等への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための社会的要請や対策が施されている中におい

て、司法書士業務においても事務所での執務体制や従来の対面を中心とした依頼者等との協議の方法等についてもこれらの対策下での対応が必要となってきました。

そのような中においても職責に基づいた最善の方法を選択して適切な事件処理を行っていかねばならないことから、非常時における司法書士の適正な業務確保に向けた取り組みも行っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の対策に伴う経済的ダメージは司法書士事務所にも直接的・間接的にも大きな影響があるものと考えられます。司法書士会としては、県下各地域において会員が適正業務を通して法的サービスを安定的に提供する機能が低下することがないように今後の状況を踏まえながら会費減免等の運用を柔軟に対応できるよう支援策を検討して実施していく予定です。

8. 自然災害・感染症等への対応

近年多発する自然災害への対応については、大規模災害への備えをはじめ、司法書士会としての危機管理体制や事業継続計画（BCP）等も常時アップデートしながら緊急時に適切に対応できる体制を整備いたします。また、司法書士事務所における防災マニュアルについても最新情報に更新して会員への啓発活動を実施していきます。

そして、本年の新型コロナウイルス感染症への対応を契機として新型ウイルス等の感染症の拡大に伴う業務確保についても新たな課題として事務局等の人的体制や会務等インフラの見直しについても新型ウイルス等感染症の影響の長期化への対策を行っていきます。

9. 会務の効率化・迅速化等の実施

会員へ提供する情報量や頻度は年々増加している状況であり、且つ、迅速性が求められることも少なくありません。当会の情報伝達は2ヶ月に1度発行される会報を除いては主にFAXによる通信によって行っておりますが、年々この通信コストが高くなっているとともに迅速性を要する情報においてはその時期を逸することも懸念しているところであります。

そこで、日司連や法務局からの連絡文書その他会員への伝達すべき各種情報については、会員の受信環境にも配慮しつつ、可能な限り従来のFAXによる方法を改めて電子メール等による方法に切り替え、迅速性を高めるとともにコスト削減を図っていきます。

また、司法書士会へ提出する届出や報告等についても諸規則等との整合性を図りながら電子データによっても提出が可能とするように会務全般の電子化を進めていきます。

さらに、インターネット通信を利用した会議や会議資料のペーパーレス化を図る等の会務の省力化や効率化を高めるとともにコスト削減を図る運用に切り替えていきます。

これらの実施については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応としても早急に進めていきます。

10. 組織・財政の検討の継続

愛知県司法書士会の会員数の増加については、ここ数年は1300名前後で推移しており、上げ止まりの状況となっております。昨今の司法書士試験受験者数や合格者の減少傾向を見ると、将来的には会員数が減少していくことも視野に入れた組織や財政状況を検討しているところで

あります。

また、県内の市町村から様々な市民相談等の相談員の派遣をはじめ各種委員会や協議会の構成員として司法書士の専門性を活用するというニーズも高まりつつあり、県内地域での行政機関との連携が重要になってきている一方で、県内においても地方では会員数の減少や高齢化が進んでおり、そのため将来的には支部の運営や事業を行っていくことが困難となることも懸念されているところです。このような状況を踏まえ、本会と支部における事業執行や組織のあり方、そしてそれぞれの組織事業を支える財政基盤の検討を継続的に行っていきます。

以上の事業が本年度の軸として、各部所において個別の事業計画を立案しております。

新型コロナウイルス感染症の影響がいつまで続くのかは不明であり、諸々の状況が日々変化している中での事業執行を余儀なくされている状態であります。そのような中で、司法書士会の機能を十全に確保して会務執行をしていくとともに会員・役員・事務局職員の安全を配慮しながら緊張感をもって取り組んでまいります。

会員各位の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年度 総務部事業計画

1. 司法書士倫理・執務

司法書士に対する社会の期待と信頼に応えるため、懲戒処分事例を踏まえた非違行為の防止策を検討し、会員への情報提供と研修所などと連携しながら、司法書士倫理規範の周知を徹底するとともに、会員の適正な執務を確保するための指導、連絡を行います。

2. 苦情、綱紀事案、紛議調停の対応

市民から会員に対する苦情等に対して、「市民対応窓口」を活用し、迅速な処理をします。

注意勧告小理事会、量定意見小理事会と綱紀調査委員会が、適正・円滑に運営されるようにします。

紛議調停制度が、会員とその依頼者等のトラブルについて、個別の実情に即した解決が図れるようにします。

3. 非司法書士対策

非司法書士活動に対しては、厳正に対処します。

司法書士法施行規則第41条の2に基づく法務局からの委嘱による登記事件に係わる司法書士法等違反に関する調査を本年度も、各支部の協力を得ながら実施します。

非司法書士による司法書士法違反を調査するための体制整備を行います。

4. 諸規定の見直し

本会事業と本会組織の見直しに伴う、諸規定の見直しを行います。

5. 情報公開

会員用ホームページ及びFAX同報通信、会報等を通して、会員に必要な情報を適正・迅速に公開します。

会務等の電子化（IT化）推進に向けた取り組みを行います。

6. 危機管理の対応

安否確認一斉通報サービスを利用するなどした災害時等の危機管理体制の確認、対応をします。

リスクマネジメントの一環として、クライシス・コミュニケーション（緊急時広報）への対応

を図ります。

会務システムのバックアップ体制の構築を図ります。

7. 福利厚生

ソフトボール大会等、会員の福利厚生、連帯感醸成のための事業を実施します。

8. 事務局環境の改善

事務局の円滑な運営と一層の事務の適正・効率化を図ります。

9. 会館の維持・管理・修繕

愛知県司法書士会館の維持・管理・修繕をします。

10. 各委員会の運営

所管する各委員会の事業が適正に行われるように運営します。

- ・ 非司法書士排除委員会
- ・ 綱紀調査委員会
- ・ 情報公開委員会
- ・ 紛議調停委員会
- ・ 新人研修奨学基金委員会
- ・ 事故処理委員会
- ・ 執務問題検討委員会
- ・ 登録調査委員会

令和2年度 経理部事業計画

1. 会計処理を適正に行い、一般会計及び特別会計（社会事業特別会計、会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の決算書類を作成します。
2. 予算を適切に管理・執行し、備品の管理を適切に行い、健全な財政基盤を維持します。
3. 適切に予算を管理できるよう会計情報を各部所等に適時に提供していきます。
4. 各支部の経理について情報共有を図り、支部交付金の見直しについて、検討をしていきます。
5. 令和3年度の予算書（案）を作成します。

令和2年度 企画部事業計画

1. 大きな変革に対応する

司法書士業務に関する調査・研究活動を行うのが企画部です。登記、裁判といった従来業務だけでなく、近年、司法書士業務として市民に認知されてきた、事業承継、相続問題、信託等に関する業務の研究を継続するとともに、空き家・所有者不明土地問題に影響のある民法・不動産登記法をはじめとする法改正への対応等社会からのニーズに対応すべき分野の研究も必要です。

司法書士は、従来の業務に対応してだけでなく、社会の大きな変革にも対応していくことが求められています。企画部は、そのような変革に司法書士として対応できる基盤を作っていく事業を展開していきます。

2. 調査・研究活動等

(1) 登記業務に関する研究（不動産登記、商業登記共通）

従来からの登記手続きについての調査・研究は継続していくことが前提ですが、民法改正に関連した法令改正の研究に加え、法務局における新システム（所謂V30システム）や、オンライン申請の在り方についての協議への対応が必要となります。

以上に対応していくために、下記の事業を行います。

- ①登記に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②登記に関する実体法、手続法に対する改正対応、及び会員への情報提供
- ③登記に関する実務上の諸問題について、名古屋法務局との協議会（法司研究会を含む）の開催、及びそれに関する資料の取りまとめ
- ④相続登記の推進、空き家問題等から生じる裁判及び登記手続きに関する研究

(2) 裁判事務に関する研究

私たち司法書士は、簡易裁判所の事物管轄における代理業務だけではなく、裁判所提出書類の作成も行う専門家です。そして、その専門的知見に基づいて身近な暮らしの中の法律家として、民事・家事を問わず市民の暮らしの中にかかる法的紛争に対応することが求められます。近年では、破産事件の増加から、改めて債務整理に積極的に取り組むことが必要と思われます。家事事件については、相続法の改正により、市民の関心が相続手続きに向けられるものと予想されます。

以上に対応していくために、下記の事業を行います。

- ①民事及び家事事件に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②裁判事務に関連する法改正対応、及び会員への情報提供
- ③簡裁訴訟代理権取得後の司法書士の裁判業務に対する取り組みに関する情報収集、分析等
- ④裁判所、弁護士、学者との情報交換

(3) 財産管理業務に関する研究

司法書士の業務は、今や登記・裁判手続に限りません。遺産承継や民事信託等の財産管理業務について、市民の関心が高まり、これらに対応することも司法書士業務となっています。いずれの業務も、これまでの司法書士の専門的知見に基づいて業務を行い、積み上げてきたことが市民に評価

されて司法書士業務として認知されつつあります。そこで、登記や裁判と同じように全ての司法書士がこれらの財産管理業務について取り組むために、研究を継続していきます。

また、昨年度に続き今年度も、財産管理業務に関する実務上の問題の集約、研究だけに留まらず、会員に対して積極的に委員会での研究結果を伝えていくことにも注力します。

(4) 商業登記業務及び企業に対する支援業務の研究

司法書士は、商業登記及び会社法に関する知識を持ち、従来から企業に対してアドバイスをを行っています。そして、近年では市民から、起業から廃業まで様々なアドバイスを求められることが多くなりました。特に事業承継については国をあげて対応する方針にあり、司法書士は事業承継に対応する専門家として位置づけられています。

このようなニーズに応えていくために、登記・裁判手続、その他周辺業務にまで気を配った研究活動を行います。研究結果は、本会のホームページ内に掲載して、広く会員へ周知するとともに、講師派遣の要請があれば対応していきます。

3. その他

(1) 各委員会の運営方針

企画部に属する委員は、各担当分野において深く研究する専門家です。その自覚の下に、会員向けの研修会講師派遣等による情報提供だけでなく、市民向けにも積極的に情報提供し、司法書士の存在意義を高めることに寄与するように努めます。

なお、企画部会、委員会等の会議については、新型コロナウイルス感染症拡大防止、委員の会議への参加の負担軽減、会議の効率化等の観点から、Web会議により行うことを検討いたします。

(2) 事業計画案について

企画部が他の部所と連携をはかり、重点事業として定めた事業が各部所の実施する具体的事業へ反映され、本会が策定する事業計画案が総合的かつ一体的なものとなるように努めます。

(3) 図書室の整備

企画部がつかさどる事務の一つに、「本会が所蔵する図書及び文献の管理、調達計画の立案及びその実行に関する事項」があります。蔵書の管理を継続していかなければ、その機能を維持することはできません。そこで、今年度も、「管理の継続」を意識して図書室の整備を行っていきます。また同時に、計画的に図書を調達し、より一層の蔵書の充実を図ります。

(4) 法改正への対応

今後生じる法改正について情報収集を行い、会員への情報提供に努めます。また、関係各所との協議も積極的に行い、市民の権利の擁護に資する活動を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止による集合型研修会開催が少なくなり、また、自粛要請があることから、会員が業務上必要となる法改正に関する情報を、ファクシミリ（企画部通信等）やインターネットなどを活用した提供方法を検討し、実行する予定です。

令和2年度 広報部事業計画

広報部の事業は「司法書士会事業の広報」と「司法書士制度広報」及び「会報の発行」を大きな柱としています。

本年度も、これらの事業を継続するとともに、従前の各事業における広報活動について、その効果を客観的に分析、検証し、その結果を踏まえてより効果的な広報活動を検討し、展開してまいります。

市民にとって身近な法律家として司法書士を活用していただけるよう社会事業部・企画部・空家問題等対策部等と連携し、さまざまなかたちで市民に向けて情報発信するとともに、情報取得手段の多様化に対応すべく、事業ごとに誰に向けてどのような情報を発信するのかを明確にし、それらの人々が何から情報を得ているのかを把握したうえで、最適な広報媒体・広報手法を検討し、情報発信することに努めていきたいと考えております。また、オンラインによる広報活動の実施やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用について、検討を進めてまいります。

司法書士及び司法書士会の存在を、さらに広く市民に認知していただけるよう広報活動に繋がりをもたせ、広報活動を展開していくことに努めてまいります。

1. 相続登記に関連する広報活動

空家問題・所有者不明土地問題の解決に向け、民法・不動産登記法の見直しが進められており、相続登記を義務化する案や所有権の放棄を認める案等が検討されています。

こうしたことから今年度は、今まで以上に相続登記が注目されることになると考えられます。この機会を好機ととらえ、広く市民に対して「相続登記＝司法書士」という認識を形成・向上させるとともに相続登記に関する意識を高め、相続登記の促進を図るため、広報活動を展開してまいります。

2. 次世代への広報活動

司法書士制度の維持、発展のため、各大学のキャリアセンター等と協働し、社会における職能のひとつである司法書士について学生たちに興味関心を持ってもらえるよう広報活動を推進していきます。

また、「人生100年時代」といわれる現代において、「学び直し」などセカンドキャリアについて検討する人々への広報活動についても検討してまいります。

3. マスメディア関係者へのアプローチ

相続登記に関連する事業など司法書士会が行うさまざまな事業について広報活動をより効果的に展開するため、時宜に沿った情報発信を行うなどして、マスメディア関係者へのアプローチを図ってまいります。

4. 他士業・他団体との連携

名古屋自由業団体連絡協議会の活動を通じ他士業との交流を深め、資格業ガイダンスや相談会等既存の事業だけでなく、新たに連携して展開できる事業の創出に努めていきます。

また、法務局や名古屋商工会議所等の他団体と連携し、それぞれの立場を活かした広報事業を実施してまいります。

委員会の活動

会報編集委員会

会員に向けて会員の業務に資するための情報を提供し、司法書士会の事業の報告など行うため、会報愛知の企画、編集、発行を行います。

ホームページ運営委員会

マスメディア等を活用した広報活動とホームページとの連動の強化や双方に広報効果が上がるようなホームページの活用方法について検討を重ね、司法書士制度や司法書士会の活動が市民により伝わるよう情報発信に努めてまいります。

広報実践委員会

司法書士会が行う事業等について周知を図るためチラシやポスター、パンフレット等の製作物について企画、製作を行います。また、司法書士及び司法書士業務について認知度の向上を図るための企画を立案し、実施してまいります。

令和2年度 社会事業部事業計画

空家問題、所有者不明土地問題に端を発し、今秋には相続登記義務化に向けた検討と意見のとりまとめに入る見込みとなり、長期相続登記未了に関する法務局からの通知や、空き家に関する自治体からの通知を受け取った市民からの相談が増加することは想像に難くありません。

また、愛知県では平成30年10月に施行されたギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）に基づき、昨年4月に策定された国の基本計画を基本としつつ、県の実情に応じた「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進していくことを発表しており、愛知県内でもカジノを含む統合型リゾート整備の影響は少なくないと考えられ、多重債務問題が再燃する可能性も否定できません。

さらに、市民の権利意識も高くなってきていることから、多重債務や消費者問題に関する相談に限らず、一般民事に関する相談も増えると考えられます。

これらの相談ニーズに対応する窓口を強化する必要があり、相談窓口の充実だけでなく相談対応する相談員の資質の向上も急務です。

社会事業部は市民からの相談への対応だけでなく、相談、受任、問題解決へと繋がる相談窓口としての司法書士会を目指します。

1. 不動産登記に関する相談・問い合わせに対する対応

国土交通省が平成28年度に地籍調査をした約62万筆（563市区町村1,130地区）の土地について所有者の調査をしたところ、登記簿から所有者が判明しなかった土地の割合は20.1%にのびます。そのうち3分の2は相続登記が行われていないことによるもので、残りの3分の1は所有者の住所変更登記がなされていないことなどが理由となっています。また、法務省が平成29年に全国10か所の地区約10万筆の土地を対象に、最後の登記からの経過年数を調査した結果、大都市以外の地域では4分の1を超える土地が最後の登記から50年以上経過していることがわかりました。

長期間登記されていない土地は、現に所有者がわからなくなっているか、将来所有者がわからなくなる可能性が高いと考えられ、令和2年中には相続登記の義務化を含めた法整備がなされる見込みです。

以上のことから、相続登記をはじめとした市民からの不動産登記に関する問い合わせや相談が急増することが予想されるため、相談窓口の充実を図るとともに、相談者の近隣の司法書士への配てん、自治体等への相談員派遣、法務局と連携した相談会を行います。

2. 簡裁訴訟代理等関係業務への取組み強化

昨今、司法書士の簡裁訴訟代理人としての訴訟への関与率が激減しており、平成30年度における民事第一審通常訴訟において、司法書士が原告代理人となった事件は全体の5.1%（弁護士は18.9%）過払い請求事件を除いた金銭の支払いを目的とした事件は全体の0.4%（弁護士は5.7%）であり、過払い請求事件については2.1%（弁護士は8.6%）でした。（「日弁連

2019年基礎的な統計情報」より)

このデータからも消費者問題や多重債務問題、一般民事事件の司法書士による受任が減少していることは明らかであり、これらの問題に取り組む会員を支援することを目的として、解決事例等の情報提供を行うほか、会員の事件受託促進事業の一環として、法テラスの民事法律扶助の利用促進に加え、行政機関その他団体等との連携、相談会の実施、相談員及び講師等の派遣を行います。

3. 法的支援を必要とする市民への対応

高齢者や障がい者の権利擁護や、セクシュアルマイノリティ、犯罪被害者など自分の権利を主張しにくい人たちが被害者となる人権侵害が問題となっています。これらの人たちを救済することを目的として、民事上の損害賠償請求やADR、刑事告訴・告発や、法務局における人権侵犯被害救済手続の情報提供を会員に行います。

また、法的支援を必要とする市民に対して相談窓口を周知し、会員による支援に繋げていきます。

4. 相談体制の充実化

現在、当会の設置する常設の相談窓口は、電話ガイドと総合相談センターでの面談相談（定例相談会）があります。

名古屋総合相談センターの面談相談（定例相談会）は水曜日と土曜日に行われていますが、電話ガイドは情報提供にとどまることから、市民への面談相談の機会を増やし、調停センターと連携して問題解決へと繋げていくために、面談相談の枠を拡大し常設相談会とします。

また、新型コロナウイルス感染症の予防、非常時における相談体制の維持、相談者の利便性向上のために、WEB相談体制を整備します。

5. 成年年齢引下げへの対応

成年年齢引下げが令和4年から施行されます。社会的に未成熟な10代の若者が有効な契約を成立させることができるようになり、さまざまな法的トラブルに巻き込まれるおそれがあります。今後、10代を中心とした若年層の相談窓口として、司法書士会を周知していくことが必要です。

当会においては、法教育事業として、出前授業による消費者教育や小学5年生への親子法律教室などを継続して開催していきます。

6. 相談員の育成

当会では総合相談センターでの相談会のほか、行政機関等へ相談員の派遣をしています。

愛知県や名古屋市からは、司法書士に対し自殺ハイリスク者に対するゲートキーパーとしての役割を期待されており、今後、さらに相談も増えていく事が予想されることから、相談員のさらなる増員と資質の向上が必要であると考えます。

そこで、各種相談会で様々な相談に対応できる相談員を育成するための研修会や、法テラスのセンター相談へのオブザーバー参加を企画、開催していきます。

令和2年度 研修所事業計画

1. 組織・運営

研修所の組織を「会員研修」「新人研修」の区分に応じて分掌し、機動的かつ効率的な運営を図るとともに、継続的でより充実した研修制度の確立を目指します。

2. 会員研修

(1) 単位制研修

① 研修の企画及び開催

会員を対象として、司法書士業務に関連する研修会や法改正等に対応する研修会を、8回程度を目途に企画及び開催します。

研修の内容においては、不動産登記・商業登記・裁判事務・財産管理・会社法務等の既存業務分野を中心に、執務・職業倫理・司法書士制度にかかわる事項にも配慮して企画します。さらに、債権分野・相続分野に関する民法改正、民事執行法改正、司法書士法改正やこれらに関連した諸法令の改正等についても可能な限り取り上げ、会員への情報発信及び知識の浸透を図ります。また、連合会主催の研修会についても、インターネット配信による受信会場として運営可能な研修会等について積極的な開催を図ります。

形式的には集合研修を基本としますが、より自発性・積極性を促すとされるグループ研修をはじめとする各種研修形式について引き続きその有用性について検討を重ね、適宜実施します。また、連合会において制作される日司連新入会員研修プログラム教材についても、内容及び形式について検討・改善を加えて積極的に実施します。

研修の企画及び開催においては、本会他部門、各支部及び各種研修機関等との連携を踏まえるとともに、研修会情報・記録の収集、管理、運用及び提供を行います。

② 研修会場の混雑緩和及び研修受講機会の確保

本会会場の混雑緩和及び遠方会員の負担軽減を目的としたweb会議システムによる中継会場の設置について、引き続き中継可能な研修において実施するとともに、その効果について検証を加え、より一層の充実を図ります。

また、収録可能な研修会については、講義内容の収録DVDを各支部事務所に送付し支部研修等での利便を図るとともに、会員への貸出しや、本会ホームページでの視聴等、研修会への参加以外にも受講方法があることについて引き続き周知を行います。同様に、日司連研修総合ポータルサイトにおける研修ライブラリやeラーニングについても、周知を行います。

③ 研修単位の管理及び指導等の事後対応の管理

司法書士法における使命規定の創設、日司連会則等における研修単位に関する取扱い変更など、単位制研修を取り巻く状況は大きく変化しています。単位制研修制度をより実効性のあるものとするため、各会員の自発的な研修受講を促すとともに、取得単位数の通知や制度の周知を行うなど、すべての会員が所定の単位数を取得するよう努めます。また、他団体が実施する研修会については単位（乙類単位）の認定作業を行うとともに、取得単位の管理及び未取得者への指導等の

事後対応の管理を行います。

(2) 新入会員オリエンテーション

新規の司法書士登録者を対象に、執務に関する基本姿勢の確認を目的としたオリエンテーションを、総務部と協働し、年2回程度開催します。

3. 新人研修

(1) 配属研修

実地形式と集合形式の複合による配属研修を実施します。

実地形式による配属研修は、司法書士事務所の現場に配属され、実際の事件がどのように処理されていくかを学ぶための研修です。単に業務処理の知識や経験の習得に留まらず、司法書士としてあるべき執務姿勢や職業倫理等、幅広く理解を深めることを目的とします。将来の司法書士制度を担う人財の育成に直結する研修であり、司法書士試験合格者全員が受講できるようガイダンス時の説明等を通じて働き掛けていきます。

また、実地形式による配属研修をより充実したものとするため、これに先立って集合形式による配属研修を実施します。執務現場における基礎知識のほか、マナーや職業倫理等の基本的な事項を習得させ、実地指導員の負担軽減を図るとともに、実地における研修の効率化を図ります。

(2) 配属フォロー研修

司法書士試験合格者にとって一連の新人研修の最終段階において、配属フォロー研修を実施します。知識や執務姿勢の再確認とともに、各人が司法書士制度を担う主体であることについて認識の定着を図ります。